

KPMG Japan e-Tax News

No.307 3 June 2024

税務情報

所得合算ルールに相当する規定に係る省令の一部訂正

5月23日、[官報第1227号](#)の「公告」の「会社その他」における「正誤」の欄に、3月30日の[官報特別号外第28号](#)で公布された2024年度税制改正に係る「[法人税法施行規則等の一部を改正する省令](#)」の原稿誤りが掲載されました。

これは、2023年度税制改正において創設され、2024年度税制改正で追加の見直しが行われた、グローバル・ミニマム課税における所得合算ルール（IIR）に相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の規定に係る省令の一部を訂正するものです。

この訂正により、たとえば、移行期間 CbCR セーフハーバーの規定^(*) の適用において、国別報告事項（CbCR）等の収入金額又は税引前当期利益の額に利益の配当の額（その利益の配当を支払う他の構成会社等の連結等財務諸表においてその利益の配当の額が費用の額として計上されている額に限られます。）が含まれていない場合には、その利益の配当の額は、その収入金額又はその税引前当期利益の額に含まれるものとしてこの規定を適用することとされ、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにより 2023年12月に公表された Administrative Guidance と整合する内容となりました。

なお、財務省のウェブサイトの「[令和6年度税制改正 省令](#)」のページに掲載されている「[法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年財務省令第15号）新旧対照表](#)」（PDF 541KB）には、上記の訂正が反映されています。

^(*) 2024年4月1日から2026年12月31日に開始する対象会計年度（2028年6月30日までに終了する対象会計年度に限られます。）において、デミニマス要件、簡素な実効税率要件又は通常利益要件を満たす国・地域については、実効税率及び国際最低課税額の計算を不要とする規定

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.